

学 校 運 営 協 議 会 マ ニ ュ ア ル

令和 6 年度 (2024 年度) 改訂版 (第六版)



令和6年 (2024 年) 7月

八王子市教育委員会

目次

ページ

1. 学校運営協議会と地域運営学校(コミュニティ・スクール)	1
1-1 学校運営協議会委員の委嘱にあたって	
1-2 学校運営協議会と地域運営学校(コミュニティ・スクール)	
2. 本市の学校運営協議会委員の任用・身分について	5
2-1 学校運営協議会委員の任用	
2-2 学校運営協議会委員の身分	
3. 本市の学校運営協議会の役割について	7
3-1 学校運営協議会の役割	
3-2 学校運営協議会企画事業	
3-3 学校運営協議会情報連絡会	
4. 学校運営協議会の運営について	12
4-1 各学校での教育目標に沿った運営	
4-2 運営方法等について	
5. 学校運営協議会委員として大切にしたいこと	16
5-1 委員として大切な視点	
5-2 会議を進めるにあたっての留意点	
5-3 会議を進めるにあたっての必要な手法	
6. 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進	22
6-1 社会に開かれた教育課程を目指して	
7. 資料編(学校運営協議会運営に関する関係資料)	23

1. 学校運営協議会と地域運営学校(コミュニティ・スクール)

【1-1 学校運営協議会委員の委嘱にあたって】

この度は、学校運営協議会委員をお引き受けいただき厚く御礼申し上げます。

学校運営協議会は、教育委員会が指定する学校に対して、「**当該学校の運営に関して協議するために置かれる機関**」のことをいい、学校運営協議会を設置している学校を、地域運営学校(コミュニティ・スクール)と呼びます。

本市では、市内全ての市立小学校、中学校及び義務教育学校において、学校運営協議会を設置しており、「地域運営学校(コミュニティ・スクール)」として委員の皆様をはじめとした、地域の皆様と共に、学校運営に取り組んでいます。

皆様には、今後学校運営協議会委員として、学校や地域の皆様との議論を重ね、学校運営の一翼を担っていただく大切な役割があります。

本マニュアルは、学校運営協議会委員の「役割」や「身分」といった、法や規則等で定められた基礎的内容のほか、「本市独自の学校運営協議会としての取り組み」や「委員として大切にしたいこと」等、本市学校運営協議会委員として必要な事項を、現在委員として活動されている方のご意見を参考にしながら作成しております。

これは、現行マニュアルを「より使いやすく、わかりやすいものにして欲しい」という声を踏まえ、改訂に至ったものです。

本マニュアルを、これからの活動のバイブルとして、定期的に読み返していただく等、積極的にご活用いただければ幸いです。



(2) 国が学校運営協議会設置を推進している社会的背景等

学校と地域を取り巻く環境の変化

[学校や子どもを取り巻く環境の変化]

○教育環境を取り巻く変化

児童・生徒数の減少、学校が抱える課題の複雑化、困難化

○教育改革の動き

社会に開かれた教育課程の実現(2022年度からの学習指導要領の基本理念)

教員の働き方改革の必要性

○地方創生の動き

学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりの推進

等

[社会環境の変化]

○グローバル化や情報化社会、地域社会のつながりの希薄化

○SDGs への取り組み

○ウェルビーイングの推進

(個人の「幸せ」から、社会全体の「幸せ」に向けた持続的な取り組み)

上記環境の変化に対応していくため、国では、以下のとおり法整備を行い、学校運営協議会を積極的に設置し、地域運営学校(コミュニティ・スクール)の推進に取り組んでいます。

(法整備の経緯)

○平成 16 年度

改正・施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において地域運営学校を制度化

○平成 29 年度

同法律を再び改正(※)し、学校運営協議会の設置を努力義務にする等の体制強化

(※) 平成 29 年度地教行法改正の主な内容

○学校運営協議会の設置を教育委員会の努力義務とする旨を規定

○学校運営の必要な支援についても協議する旨を規定

○学校運営協議会の委員に学校での支援活動を行うものを追加

○教職員の任用に関する意見の範囲についての規定の追加

○複数校で一つの協議会を設置することが可能となる旨の追加

○協議結果に関する情報の地域住民への積極的な情報提供を努力義務とする旨を追加

(3) 本市での学校運営協議会設置状況

本市では、令和元年度(※)に市内小学校・中学校及び義務教育学校全校へ学校運営協議会の設置を完了しています。(107校、101協議会)

設置年度	設置校数	設置校
19年度	3校	東浅川小学校 第六中学校、宮上中学校
20年度	4校	陶鎔小学校、浅川小学校 元八王子中学校、城山中学校
21年度	6校	梶田小学校、中山小学校、宮上小学校、下柚木小学校 第一中学校、陵南中学校
22年度	8校	第七小学校、館小学校、加住小学校、愛宕小学校 館中学校、加住中学校、浅川中学校、松木中学校
23年度	6校	長房小学校、柏木小学校、南大沢小学校、松木小学校、長池小学校 南大沢中学校
24年度	4校	横山第一小学校、上川口小学校 恩方中学校、由木中学校
25年度	6校	第二小学校、高倉小学校、高嶺小学校 ひよどり山中学校、由井中学校、中山中学校
26年度	7校	第五小学校、清水小学校、宇津木台小学校、式分方小学校、 由井第三小学校 横山中学校、川口中学校
27年度	6校	緑が丘小学校、長沼小学校、由木西小学校、高尾山学園(小学部) 梶田中学校、高尾山学園(中学部)
28年度	6校	第四小学校、第九小学校、中野北小学校、小宮小学校、 散田小学校、山田小学校
29年度	30校	第一小学校、大和田小学校、横山第二小学校、 元八王子小学校、元八王子東小学校、上壱分方小学校、城山小学校、 横川小学校、恩方第一小学校、恩方第二小学校、元木小学校、 檜原小学校、由井第二小学校、片倉台小学校、由木中央小学校、 由木東小学校、鹿島小学校、松が谷小学校、上柚木小学校、 鑑水小学校 第五中学校、第七中学校、甲ノ原中学校、石川中学校、 長房中学校、横川中学校、打越中学校、松が谷中学校、 上柚木中学校、鑑水中学校
30年度	12校	第三小学校、第十小学校、松枝小学校、由井第一小学校、 みなみ野小学校、みなみ野君田小学校、秋葉台小学校、別所小学校 第二中学校、第四中学校、檜原中学校、みなみ野中学校
元年度	8校	第八小学校、船田小学校、川口小学校、美山小学校、七国小学校 四谷中学校、七国中学校、別所中学校
2年度	1校	いずみの森義務教育学校
合計	107校	

○小学校と中学校が合同で学校運営協議会を設置している学校(6校3協議会)

横川小学校・中学校、七国小学校・中学校、高尾山学園(小学部・中学部)

○小中一貫校(3校3協議会)

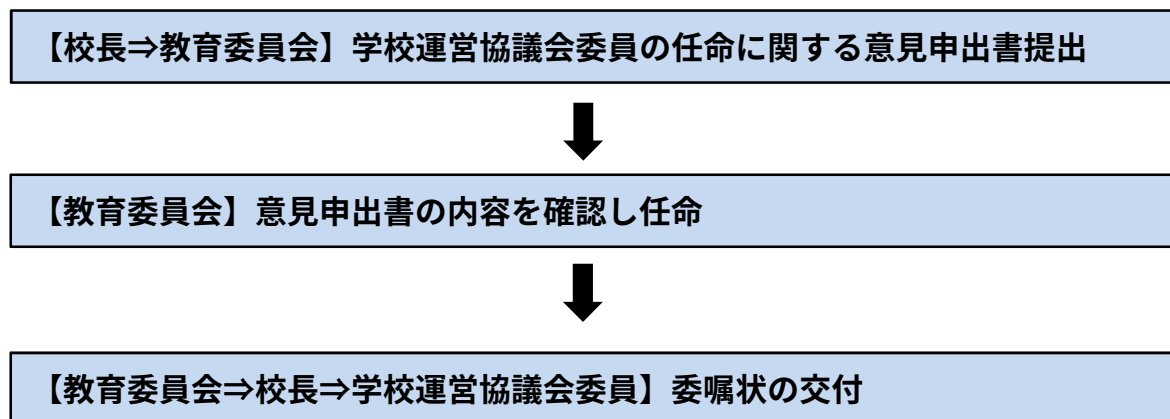
みなみ野小中学校、館小中学校、加住小中学校

※令和2年度は、いずみの森義務教育学校の開校に伴う名称変更によるもの。

2. 学校運営協議会委員の任用・身分について

【2-1 学校運営協議会委員の任用】

(1) 任用までの流れ



(2) 任用期間

○任期:2 年(再任は妨げない)

(欠員補充等の理由で、任期途中での委嘱を行う場合には、原則上記「意見申出書」の提出があった月の翌月から、各学校での委嘱期間の残任期間が委嘱期間。)

(3) 報酬

○年間:12,000 円

(市条例「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条」の規定による。年度途中での委嘱及び解職者については、月額1,000円として月割で支給。)

※市外在住の委員については、別途会議参加にかかる交通費を支給。

○支給時期:当該年度の年度末に支給(交通費は翌年度4月)

(4) 保険

○活動中の事故等によりケガをした場合には、「労働者災害補償保険法」に基づき治療費等を請求することができます。手続につきましては、学校を通して教育委員会にお申し出ください。

[2-2 学校運営協議会委員の身分]

学校運営協議会の委員は、「八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第4条第4項により、「非常勤特別職の地方公務員」の身分を有します。また、同規則第6条の規定により、守秘義務等が課せられています。

[参考：八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則抜粋]

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会の運営に著しい支障を来すような行為
 - (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用する行為
 - (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

委員の皆様へ

教育委員会では、学校運営協議会委員の皆様以下に以下の期待を込め、委員として任命し委嘱させていただいております。

- (1) 校長先生や教職員および他の委員と協力して、教育活動や学校経営について考え、行動していただくこと。
- (2) 子どもたちを取り巻く外部環境や地域事情及び各学校の教育目標や教育計画等を踏まえ、各委員の経験や専門知識等を、積極的に反映していただくこと。
- (3) 学校運営協議会での協議結果を、必要に応じて、地域や団体等へ共有等していただき、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」体制を、地域学校協働活動推進員等と協力して推進していただくこと。

地域の実情に合わせた学校運営協議会委員の構成例 (定員 10 名※)

- ・保護者代表(PTA 等) ・地域学校協働活動推進員 ・青少対地区委員
- ・民生児童委員 ・保護司 ・町会、自治会、子ども会、おやじの会の代表
- ・その他学校でのボランティア活動を行っている方
- ・地域の教育、保育関係者
(大学・短大・高校・特別支援学校・幼稚園・保育園 等)
- ・有識者

等

※当該学校の校長含む

3. 学校運営協議会の役割について

[3-1 学校運営協議会の役割]

学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5」の規定により、以下の役割を担っています。

校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。

学校運営の基本方針とは…

- 教育目標及び学校経営計画
- 教育課程の編成に関する事
- 組織編成に関する事
- 配分予算の編成に関する事
- 施設の管理に関する事

学校と家庭・地域で育てたい子ども像や目指す学校像を共有し、計画の段階から保護者や地域住民等の参画を得た学校運営を行います。

学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

学校の教育活動に対し、様々な角度や多様な見方からの意見をいただくことで、教育活動や地域連携に関する点検や支援する取組につながります。（ご意見は、同じ地方公務員としての立場を踏まえ、直接担当部署にご連絡ください。）

教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。

実現しようとする教育目標・内容等になかった教職員の配置・任用について、保護者や地域住民等の意向が教育委員会に直接的に反映されることで、各学校の特色ある教育に、熱意・適正ある教職員が集まり、教育力の推進につながります。

学校運営協議会を「**学校運営の意思決定機関**」と位置づけ、議論した内容を、教育活動や学校経営を進めていくための「**必要なプロセス**」とすることで、地域とともにある学校づくりが推進され、地域運営学校の更なる充実を図ることが可能となります。

[3-2 学校運営協議会企画事業]

本市独自の取り組み



教育委員会では、学校運営協議会が教育活動等を通して、学校運営協議会の活性化や学校運営の充実を図ること等を目的に実施する「**特色ある取り組み**」に対し、活動費を配当し、支援を行っています。

《特色ある取り組みの一例》

・地域の歴史や特色を子どもたちに伝え継ぐ講演会、研修会の企画立案
⇒学校運営協議会が主催することで、子どもたちに限定せず、教員・保護者・地域等を対象とすることができ、より一層理解が深まります。

配当予算について

1 協議会(※)あたり年間 15 万円

※義務教育学校、小中一貫校及び小・中合同設置校については年間 30 万円

配当予算の種類(使用用途)について

(1) 協議会運営及び企画事業実施のために購入すべき物品等

※需用費(消耗品費・印刷製本費)が対象

支払いの可否	項目	主な例
○	消耗品費	事務用品、コピー用紙、トナー、園芸用品(苗・肥料)、学校と協働して作成する制作物(部活動応援用の横断幕等)、地域運営学校(学校運営協議会設置校)であることの看板
○	印刷製本費	学運協だより印刷
×	備品購入費	机、椅子、ホワイトボード、PC、大型の農機具
×	原材料費	校庭の砂、モルタル
×	役務費	切手
×	その他	飲食物(菓子・ペットボトル飲料)、楽器・道着等個人が使用する物

○物品等購入にあたっての留意点

本予算は、市の公金(税金)を充て配当しているため、公金であることの性質上、購入にあたり学校予算で購入の場合と同様の一定の制約が伴います。

購入には、市のルールを踏まえたうえで、所定の手続きが必要となりますので、必要な物品等がある場合には、納期に余裕をもって、各学校へ購入依頼をしてください。※委員の皆様が、立替払い等の方法でインターネットや店舗で購入することはできません。

(2) 企画事業実施に係るボランティアや講演会講師への謝礼金(報償費)

≪支出(例)≫

- ・企画立案した活動についてボランティア謝金を必要とする場合
- ・学校運営協議会主催または共催の講演会や研修会等で、外部講師等を招へいする場合

謝礼金支払は、活動終了後、教育委員会より活動者個人の口座への振り込みとなります。(トラブル等防止の観点から、法人名義口座への振込はできません。)講師等依頼の際には、振込先口座について、事前にご了解いただいたうえでご依頼ください。

詳細につきましては、「**学校運営協議会企画事業及び学校活動支援・協働事業に関する事務マニュアル**」をご確認ください。

講師に対する謝礼支払い金額は以下のとおりです。

【講師等謝金支払基準】

講師区分	支払額(税込み) (1時間あたり)	市外加算 (交通費等)
大学教授、著名人、弁護士(15年以上の経験者)、民間企業役員、官公庁局部長級	13,000 円	1,000 円
大学准教授、短大・高専教授、弁護士(上記以外)、公認会計士、民間企業上級管理者層、官公庁課長級、校長	11,500 円	1,000 円
大学講師、短大・高専准教授、民間企業管理者層、官公庁課長補佐級、副校長、教頭	10,000 円	1,000 円
大学助教・助手、短大講師・助教・助手、高校教諭、保育士・保健師、民間技能者、官公庁係長級(市職員は無報酬)	9,000 円	1,000 円
小・中学校教諭	6,000 円	1,000 円
趣味教室講師(有資格者及び経験年数により判断)	2,500～5,000 円	1,000 円
上記以外の者	2,000 円	1,000 円
助手	1,500 円	1,000 円

予算配当等に関する1年間の流れ(イメージ)

【1月下旬から2月:教育委員会⇒協議会会長(学校)】次年度予算執行計画書提出依頼



[学校運営協議会] 次年度計画の協議

【3月:協議会会長(学校)⇒教育委員会】次年度予算執行計画書提出



[教育委員会] 提出内容の確認

【4月:教育委員会⇒協議会会長(学校)】予算配当通知の送付



学校運営協議会では金銭の管理はできないため、配当予算の管理は各学校となります。

【10月:教育委員会⇒協議会会長(学校)】配当予算執行見込額調査依頼



再配当希望があった場合等に、内容を精査し予算の範囲内での再配当を行います。

【1月下旬から2月:教育委員会⇒協議会会長(学校)】実績報告書提出依頼



[学校運営協議会] 1年間の活動内容の振り返り(提出内容の協議)

【3月:協議会会長(学校)⇒教育委員会】実績報告書提出



[3-3 学校運営協議会情報連絡会]

本市独自の取り組み



学校運営協議会同士の情報共有や情報提供及び適切な合意形成を行うこと等を目的とした連絡会を設置し、協議会活動の充実を図るための取り組みを進めています。

情報連絡会の構成員

- ・学校運営協議会会長
 - ・その他連絡会が適当と認めた者
- ※代表(1名) 副代表(3名以内)を構成員の中から選出。

情報連絡会の役割

※右の2次元コードより、学校運営協議会情報連絡会設置要綱を確認できます。



【「学校運営協議会情報連絡会設置要綱」より抜粋】

- 協議会の運営に関する施策等の連絡調整に関すること
- 協議会同士の情報共有や情報提供に関すること
- 協議会や連絡会及び教育委員会との連携、協力に関すること
- 連絡会代表・副代表選任及び解任に関すること
- その他連絡会の円滑な運営のために必要な事項

【情報連絡会(グループワーク)の様子】



4. 学校運営協議会の運営について

[4-1 各学校の教育目標に沿った運営]

各学校には、「こんな子どもに育って欲しい」という願いを込めた教育目標や目標を達成するための教育計画があります。

各協議会では、7 ページで示した役割の中、各学校での教育目標や教育計画に合わせた協議（熟議）や支援等を行っています。

学校運営協議会の年間議題の一例

4月	会長・副会長選出 <u>目標設定</u> ・日程 ① 校内体制・年間予定	10月	<u>教職員人事具申</u> 小中一貫教育 不登校対策 ③
5月	学校予算 運動会(体育大会) 検定・学習支援等の計画	11月	<u>管理職人事具申</u> 保護者との熟議について ③
6月	移動教室(修学旅行) 学校運営協議会だより 保護者応援研修会	12月	<u>次年度教育課程</u> スキー教室の実施 ③
7月	修学旅行業者の選定 地域防災訓練	1月	<u>学校評価</u> <u>次年度教育課程</u> ③
8月	<u>学校評価</u> ② 学力調査 教職員との面談	2月	次年度協議会委員の選任 卒業式・入学式
9月	音楽会(学芸発表会) 学校運営協議会主催研修 いじめ防止委員会	3月	次年度学校経営計画 次年度校内体制 <u>今年度の振り返り</u> ④

- ① **(目標設定)** 1回目の会議で、その年度の運営目標の設定・共有をします。
- ② **(学校評価)** 学校評価アンケートを第三者的立場から検証し、改善の提案に至るまで協議を行います。
- ③ **(人事具申と教育課程)** 教育委員会に提出する前に、学校運営協議会で協議を行います。
- ④ **(今年度の振り返り)** 年度当初に設定した運営目標の達成状況等の振り返りを行い、未達成目標について検討を行います。

※その他学校や地域の実情に応じて、様々な課題を協議(熟議)していきます。

【参考】CS ポートフォリオについて

学校運営協議会が適切に運営されているのか、改善点がどこにあるのかを知ることは、活動をレベルアップするために大切なことです。各学校独自でアンケートを実施することもできますが、文部科学省ではCSポートフォリオという「診断ツール」を作成し、ウェブアンケートの形で使用できるようになっています。

(以下文部科学省資料引用)



(CS ポートフォリオはこんな場合に活用すると効果的です。)

「学校運営協議会」

・協議会運営が適切にできているか、今後どのような改善をしたらよいか。

「学校」

・地域運営学校を導入したが、教育活動にどのような効果があるか。

・地域運営学校について、教職員の理解を得ていくにはどのような課題解決が必要か。

「地域」

・学校との協働活動について、このままの関わりでいいのか気になっている。

・「学校を核とした地域づくり」とは、どんな効果が期待できるかよくわからない。 等

詳細は、文部科学省 HP (「文部科学省」 「CS ポートフォリオ」で検索) をご確認ください。

[4-2 運営方法等について]

対面による協議会の開催

各学校の所定の場所・時間に、委員や傍聴者が集まって開催します。

会議は公開で実施

「八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第12条」の規定により、会議は原則公開（一部非公開規定あり）となり、傍聴が可能となっていますので、積極的に働きかけを行っていき、協議会活動を地域へ広めていきましょう。
※開催日程は本市ホームページにも掲載しています。

小中一貫教育推進に合わせた運営

本市では、すべての学校で小中一貫教育を実施しています。

学校運営協議会の運営にあたっては、「このように育て欲しい」という児童・生徒像を共有し、義務教育9年間で切れ目なくつなげるため、小中一貫教育グループによる情報共有、合同会議の開催等を通じて、小中一貫教育の推進を図っていきましょう。



協議会（定例会議）次第（例）

会議を進めるにあたっての一例（会議次第例）となります。参考にいただき、効果的な会議運営に努めてください。

令和〇〇年度第〇回 学校運営協議会 次第

日時 令和〇年〇月〇日（〇）
〇時〇分～〇時〇分
場所 2階 図書室

司会 〇〇委員
出席予定者 〇〇委員 他〇名（傍聴者〇名）
事務局 〇〇 書記 〇〇

- 1 会長挨拶
- 2 前回議事録確認
- 3 報告
 - (1) 学校からの報告（校長）
 - (2) 各部会からの報告（学習支援部会、地域連携部会、広報部会……）
 - (3) 地域学校協働本部からの報告（〇〇地域学校協働活動推進員より）
- 4 議題
 - (1) 教職員人事具申について
 - (2) 令和〇年度学校評価アンケートについて
 - (3) その他
- 5 その他

※次第〇〇については非公開案件

【配布資料】

・前回議事録 ・校内報告 ・学校評価アンケート結果 ・学習教室実施計画

次回開催 第〇回 〇年〇月〇日 〇時〇分～ 場所 2階 図書室

5. 学校運営協議会委員として大切にして欲しいこと

[5-1 委員として大切な視点]

人のつながりを作る（大切にする）

委員同士意見を出し合うためには、お互いの信頼関係が大切であることは言うまでもありません。子どもたちを支えるのは、教職員だけではありません。保護者・地域のボランティアの方や団体の方も、子どもたちを支えていくための大切な「チーム」です。学校運営協議会委員はその「要（かなめ）」となって、人のつながりを作り、子どもたちの教育や健やかな成長に活かしていただきたいと思います。

学校の良き理解者である事

委員同士の信頼関係の大切さは先に述べましたが、学校との信頼関係を築いていくことも学校運営協議会として非常に重要です。「学校の良き理解者」として、学校の課題を把握し、意見を述べ合える関係にあることが理想的です。

学校を知る

協議会委員の多くは、学校教育の専門家ではありません。一方で、協議会運営において、判断を必要とする場面や、学校から意見を求められる場面が数多くあります。そのような時に、学校の教育目標や経営計画についての知識は必要不可欠となります。

学校についてわからないことがあれば、「校長先生や他の委員の方へ質問する」「学校資料やホームページを確認する」などして、わからないことをそのままにしないようにしましょう。

また、授業観察や道徳授業地区公開講座等への出席も、学校や教育内容について知ることができるきっかけになると思います。その他、校内で教員研修や研究授業等行っている場合には、校長先生の了解を取り参加することもひとつの方法です。

学ぶ

学校教育は大きく変わろうとしています。また、子どもたちを取り巻く環境や保護者の考え方も変化し続けています。委員として、常に関心を持ち、学び続ける姿勢が必要です。

特に特別支援教育について、基礎的な知識を持っていただくことが必要です。学校の中で、多様な子どもたちの存在を理解し、認め合うことが、子どもたちの未来を支えることになります。

本市で行う研修のほか、国等が主催する研修については、事務局より随時情報提供を行いますので、様々な学びの機会を活用しましょう。

また、研修会参加以外にも、勉強会を行うなどして、協議会内で知識の共有をしていきましょう。

地域への情報発信

前述したとおり、地域運営学校は、「地域とともにある学校づくり」「特色のある学校づくり」を実現するための、学校と地域が協働した仕組みであり、学校運営協議会は、その中心的な役割を担っています。

学校運営協議会は、会議公開の原則の規定があるため、希望者は傍聴可能となっていますが、必要に応じて「協議会便り」や「SNS」等を効果的に活用し、地域への積極的な情報発信を行っていきましょう。

このような行動の積み重ねにより、学校と地域の信頼関係が構築され、学校や地域の課題について、今まで以上に協力して取り組んでいくことが可能となっていきます。

【5-2 会議を進めるにあたっての留意点】

学校運営協議会に限らず、様々な立場の方が集う会議の場では、「参加者や進行役の意識の持ち方」や「会議の進め方」によって、会議の方向性が大きく変わってしまうことがあります。

ここでは、会議を円滑に進めて行くための、「参加者や進行役としての留意点」について、一例をご説明します。

会議参加者としての留意点

(1) 相手の話を聞きましょう

まず相手の話を傾聴するところから始めましょう。「自分の意見に耳を傾けてもらえる」という印象を相手が持てば、自分の意見や提案に対しても好意的・協力的となり、結果として良い結論を導くことができます。

(2) 互いに尊重し合いましょう

学校運営協議会委員は、「地域の子どもたちのために」という信念を持って、様々な活動をしていますので、時には意見が食い違う場合があります。

「会議で意見を出してくれた時」や「役割を引き受けてくれた時」等、感謝の言葉を伝えましょう。お互いに相手を評価し、尊敬し合うことで、信頼関係が築かれ、やる気を生み、協議会運営を良い方向に進めることができます。

会長・進行役としての留意点

会議の進行役(司会者)は、会長や副会長のほか、持ち回りで委員が行う場合でも、以下の点を配慮してください。なお、会議は委員の過半数の出席で成立します。

(1) 誰もが意見を言いやすい雰囲気を作りましょう

学校運営協議会は、学校運営を学校とともに考えていくための大切な意思決定機関であり、多くの委員から意見をいただくことが重要です。

しかしながら、委員の中には、「意見を表明することが得意でない人」や「自己主張が強い人」等、様々な方がいます。進行役になった方は、個々の委員の特徴を上手に引き出し、誰もが議題について意見が言える人間関係を築いていくことを心掛けましょう。(その日の協議会で何も発言しない人がいないよう気配りをしましょう。)

(2) 全体で意見を共有しましょう

会議の中で出た意見は、欠席した委員も含め、全体で共有しましょう。共有の方法は、口頭や伝達だけでなく、会議録等で記録に残すことにより、委員全員へ確実に共有を図ることができます。

(3) どうしても意見がまとまらない場合

会議を行っていく中で、意見がまとまらない場合、進行役の方等が中立的な立場に立ち、その意見に至るまでの過程を確認し、解決の糸口を見つけていきましょう。また次回へ持ち越す等により冷却期間を置くことも、ひとつの方法となります。

議事については、全会一致により決定することが望ましいですが、それでもまとまらない場合には、会長が決することと定められています。(23 ページから26 ページ記載の「八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第11条の3により規定。)



【5-3 会議を進めるにあたっての必要な手法】

「地域とともにある学校」の備えるべき機能として、「熟議」・「協働」・「マネジメント」の3つの要素が必要とされています。ここでは、会議運営や、地域運営学校を推進していくために必要な手法のひとつである「熟議」についてご説明します。

熟議とは

熟議とは、多くの当事者（保護者・教員・地域住民等）が集まって「学習」「熟慮」「討議」を重ねながら問題解決を目指す対話のことです。「熟議」により、お互いの果たすべき役割への理解が深まるとともに、解決策が明確となり、個々が納得して課題解決に向け取り組むことができるようになります。

なぜ学校運営協議会に熟議が必要なのか

地域運営学校には、「学校や地域の方々が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの成長を支えていく。」という理念があります。委員の皆様は、その中心的な役割を担っています。

熟議は、様々な立場の方を交え「学習」「熟慮」「討議」を重ねることで、的確に課題の把握と共有ができるとともに、課題解決に向けた多くの前向きな意見を引き出すことが可能となることから、地域運営学校の理念にも合致します。したがって学校運営協議会の運営には必要不可欠な手法のひとつと言えます。

「学校が抱える課題が明確となった場合」や、「委員の入れ替わりにより改めて個々の意識の共有化を図りたい場合」等において、熟議を積極的に活用することで、より効果的な運営につながります。

学校運営協議会が担う2つの熟議

(1) 法で定められた役割を果たすための熟議

学校運営協議会には7ページで示した役割があり、学校運営協議会委員は、これらに対応するため、学校と委員の皆様で熟議（協議）を重ねていきます。

(2) 子どもたちを取り巻く環境や地域課題を解決するための熟議

地域や学校が抱えている課題や強み等を共有したうえで、参加者が気持ちをひとつにして特定のテーマで熟議を重ね、地域における課題の解決を図ります。

熟議の進め方 ※ 1 時間 30 分で行う場合の例

- (1) オリエンテーション (5 分)
熟議の進め方の説明 等
- (2) テーマについて (10 分)
選定の経緯・基礎知識の説明 等
- (3) 意見交換① (30 分)
アイスブレイク (※)、役割分担 (進行、記録、発表等) の決定
テーマについての話し合い (主に「現状」や「課題」について) 等

※アイスブレイクとは

会議や研修等をはじめる前に簡単なゲームや自己紹介を行い、初対面の人同士のぎこちない雰囲気を和ませるための方法。(すでに顔見知り、またはある程度話をしたことがある人同士でも有効です。)

【例】

・自己紹介や他己紹介 ・後出しじゃんけんゲーム ・心理テスト 等

- (4) 意見交換② (30 分)
(3) で出た「課題」の解決策等についての話し合い

意見交換では、模造紙や付箋を使った「ラベルワーク」や「ロールプレイ」「ワールドカフェ」等、テーマによって会議手法を使い分けるとより効果的です。

- (5) 各グループで出た意見を発表し全体で共有 (10 分)
- (6) まとめ・方向性の確認 (5 分)

【テーマ例】

・どんな子どもに育って欲しいか ・子どもたちの読書を推進するには
・小中の連携を深めるためにできること
・地域の力を学校教育にどのように活かすことができるか
・子どもの社会性を育むには ・スマホや SNS について考えてみよう
・大地震が起こった時を考えておこう 等

熟議を行うにあたっては、テーマの選定について「なぜそのテーマとするのか」等、事前に十分な検討を行い実施しましょう。

また、楽しい雰囲気を進めることで、参加者が活発に意見を出すことができるとともに、安心して意見を出してもらうためには、「お互いの意見を否定しない」や「個人攻撃しない」ことはもちろん、「内容を無断で SNS 等にアップしない」等のルール作りも大切な要素となります。

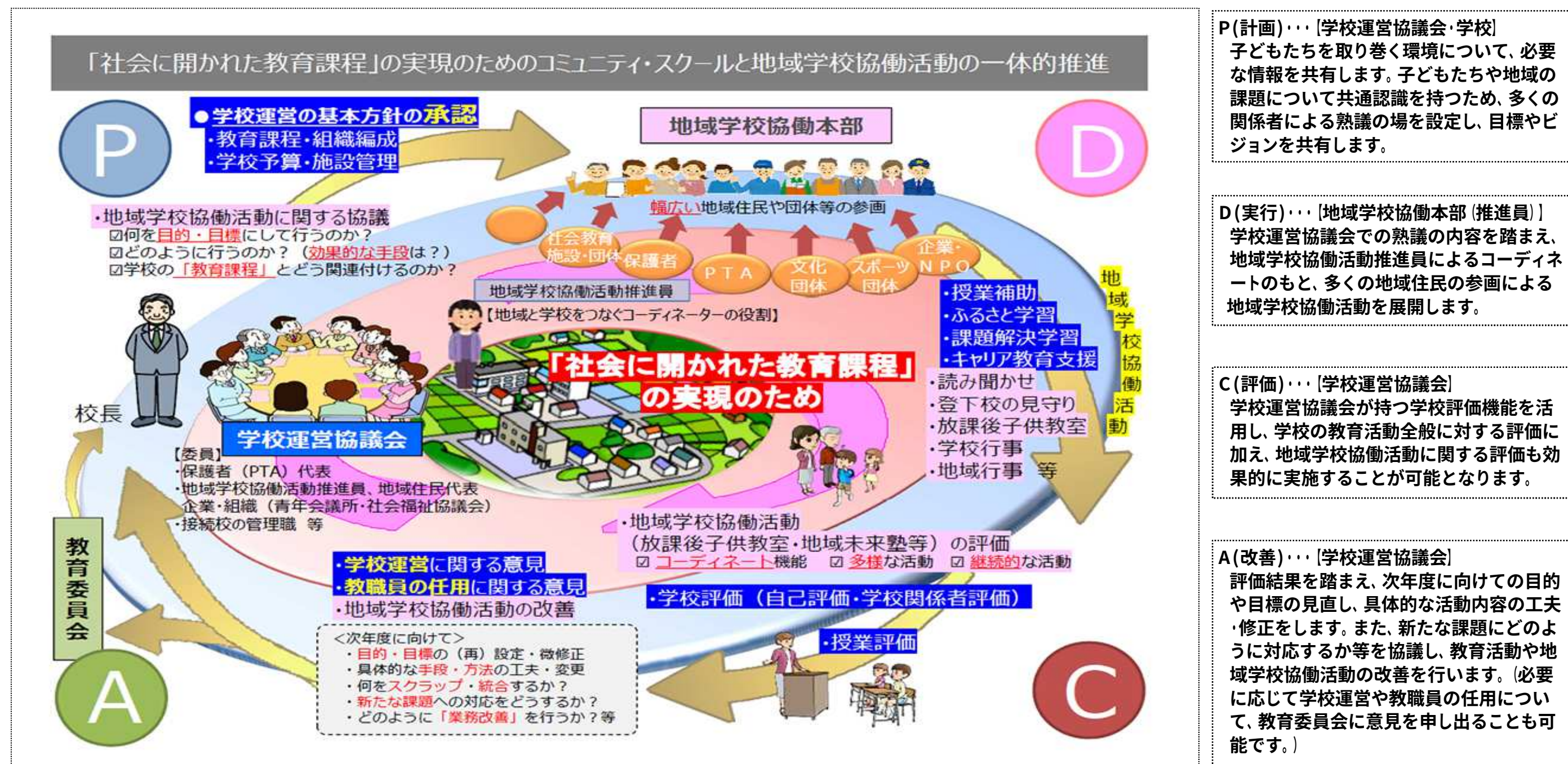
6. 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

〔6-1 社会に開かれた教育課程を目指して〕

新学習指導要領改訂のポイントである「社会に開かれた教育課程」。これは学校教育の内容とその体系を社会に示すことにより、子どもたちが積極的に行動する力を育むことです。これらの実現に向けて、地域運営学校（学校教育）と地域学校協働活動（社会教育）の一体的な推進による、学校と地域の連携・協働体制の構築を推進していきます。

～社会に開かれた教育課程 3つのポイント～

- ①「よりよい社会づくり実現に向け地域の担い手を育てる」という目標について、教育課程を介して地域と共有する。
- ②未来を担う子どもたちが、社会に関わり合っていくために求められる資質・能力を教育課程の中で明確化する。
- ③教育課程実施にあたっては、「地域資源の活用」や、「放課後や土曜日を活用した社会教育との連携」を図り、学校教育を学校内に閉じずに、目指すところ（姿）を地域社会と共有・連携しながら実現する。



（文部科学省資料引用）

7. 資料編 (学校運営協議会運営に関する関係資料)

八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき八王子市立小学校、中学校及び義務教育学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨を達成するため、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定により設置した協議会において、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1つの協議会を置くことができる。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(委員の任命)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

3 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職職員の身分を有する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務等）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会の運営に著しい支障を来すような行為
- (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用する行為
- (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

（委員の免職）

第7条 教育委員会は、委員が退職を願い出たときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

（会長及び副会長）

第8条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

（学校運営に関する基本的な方針等の承認）

第9条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針等を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 配分予算の編成に関すること
- (5) 施設の管理に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針等に従って学校の運営を行うこととする。

（学校運営等に関する意見の申し出）

第10条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が都費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

（会議）

第11条 会長は、協議会の会議を招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、必要があるときは、対象学校の校長その他の教職員から報告及び説明を求めることができる。

6 会長は、必要があるときは、校長と協議のうえ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

7 校長は、会長と協議のうえ、会議に職員を出席させ意見を述べさせることができる。

（会議の公開）

第12条 協議会の会議は、公開とする。ただし、対象学校の職員の人事に関する事項その他の事項について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第13条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（1）対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者等の理解を深めること

（2）対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導又は助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（運営に必要な事項等）

第15条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

3 協議会は、教育委員会に届出のうえ、別の名称を用いることができる。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

年間事務スケジュール

学校・学校運営協議会への通知・依頼事項等

随時提出	委員追加・交代の意見申出書
	企画事業講師等依頼実施計画書
	企画事業実施報告書
	研修会参加者集約
4月	予算配当通知交付
	運営目標及び運営状況報告書の取扱いについての通知
5月	新任委員事務手続き依頼 口座振替依頼書・個人番号(マイナンバー)届出書等提出
	学校運営協議会開催日程年間予定表提出依頼
6月	学校運営協議会委員名簿確認依頼
	地域運営学校活動事例原稿内容確認依頼
10月	市制記念式典欠席者への感謝状等配付依頼
	教育委員会管理職等による傍聴日程調整
	予算執行状況調査照会(学校活動支援・協働事業と同時)
11月	教育委員会管理職等による傍聴
	配当予算引上・再配当額決定通知(該当校)
12月	委員報酬支払対象者確認依頼
1月	企画事業運営状況報告書提出依頼
	企画事業実績報告書提出依頼
	次年度予算執行計画書提出依頼
	市外委員旅費(交通費)請求についての通知
	次年度学校運営協議会委員意見申出書提出依頼
3月	地域運営学校活動事例集作成依頼
	次年度学校運営協議会委員委嘱状交付

※上記は令和5年度の事業内容を参考にしています。依頼及び通知時期は年度により異なります。

「学校運営協議会企画事業ボランティア謝礼」支払基準

区 分	支払額
1 ゲストティーチャー (1) 道徳や総合的な学習、特別活動での支援 (2) 情報教育支援 (3) クラブ活動・部活動指導支援	2,000 円/日
2 学習等補助(英会話等除く) (1) 各教科での学習補助 (2) 放課後等での補習支援 (3) 日本語学級等での支援 (4) 特別支援教育に関わる支援 (5) 不登校支援 (6) 授業等の準備支援 (7) 読み聞かせ活動 (8) クラブ活動・部活動補助	1,000 円/日
3 英会話等学習指導補助者 英語科教員免許・英語検定 2 級以上・TOEIC550 点以上等の有資格者、児童英語・小学校英語について大学での研究や民間機関での研修受講者で、なおかつ、小・中学校や学習塾、英語教室等で一定の指導経験のある者	2,000 円/時間
4 英会話等学習アシスタント 児童・生徒の英会話等のコミュニケーション能力等を高めるための指導を行う者(特に資格等を有しない者)	1,000 円/時間
5 学校行事支援 (1) 学校行事の事前準備 (2) 学校行事の当日支援 (3) 検定試験の支援	1,000 円/日
6 学校施設等環境整備支援 (1) 校舎内の環境整備 (2) 花壇等の環境整備 (3) 掲示物等の整備 (4) 学校安全対策	1,000 円/日
7 講師等謝金	講師等謝金支払基準による



学校運営協議会マニュアル
令和6年度(2024年度)改訂版(第六版)
令和6年(2024年)7月

(発行) 八王子市教育委員会
(編集) 学校教育部地域教育推進課
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
TEL 042-620-7403(直通)
FAX 042-627-8811

平成29年3月	初版発行	令和2年(2020年)	第四版発行
平成30年3月	第二版発行	令和5年(2023年)3月	第五版発行
平成31年(2019年)	第三版発行	令和6年(2024年)7月	第六版発行